

神奈川県沿岸漁業改善資金の基本的事項

○基金の名称

神奈川県沿岸漁業改善資金

○基金の額（令和7年1月31日現在）

造成総額 230,524千円

うち国費相当額 152,176千円

○基金事業等の概要

1 事業の内容

沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年）に基づき、沿岸漁業者等の経営・操業状態の改善、漁労の安全確保、青年漁業者等の経営の基礎を形成するための資金を貸し付けるもの。

2 資金種類

神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則 別表第1（抜粋） 参照

○貸付資格

貸付金の貸付けを受けることができる者は、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定を受けた者とする（神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則第7条の2）

○貸付資格認定方法

貸付資格の認定を受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書に、必要な書類を添えて知事に申請する（神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則第7条の2）

○貸付認定決定

知事は、認定申請書の提出を受けたときは、貸付資格があることが相当であると認めるとときは、認定の決定を行う（神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則第8条）

○貸付申請方法

貸付金の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書により知事に申請する（神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則第9条）

○貸付決定

知事は、申請書の提出を受けたときは、資金を貸し付けることが相当であると認めるとときは、貸付の決定を行う（神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則第10条）

○審査基準

神奈川県沿岸漁業改善資金制度運営要領第2 参照

○審査体制

外部委員を含む神奈川県沿岸漁業改善資金運営協議会の意見を参考に、担当部局において審査

神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則（抜粋）

（資金の種類ごとの貸付金の限度）

第4条 前条第1項及び第2項の規定により貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者又は一促進事業者ごとの当該資金のそれぞれの種類ごとの限度額は、別表第1のとおりとする。

（貸付資格の認定）

第7条の2 貸付金の貸付けを受けることができる者は、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定（以下「貸付資格の認定」という。）を受けた者とする。

2 貸付資格の認定を受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（第1号様式）に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を記載した書類（以下「事業計画書」という。）のほか、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 認定中小企業者にあつては、第3条第2項各号のいずれにも該当しない者である旨の誓約書（第1号様式の2）及び農商工等連携促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画
- (2) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第10条に規定する沿岸漁業改善資金助成法の特例（以下「農林漁業バイオ燃料法の特例」という。）を受ける場合にあつては、農林漁業バイオ燃料法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画

- (3) 促進事業者にあつては、第3条第2項各号のいずれにも該当しない者である旨の誓約書及び六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画

- (4) その他知事が必要と認める書類

3 前項の事業計画書は、次の各号に掲げる資金の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によるものとする。

- (1) 経営等改善資金（新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金を除く。） 第2号様式
- (2) 新養殖技術導入資金 第3号様式
- (3) 資源管理型漁業推進資金 第3号様式の2
- (4) 環境対応型養殖業推進資金 第3号様式の3
- (5) 生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金 第4号様式
- (6) 婦人・高齢者活動資金 第4号様式の2
- (7) 研修教育資金 第5号様式
- (8) 高度経営技術習得資金 第5号様式の2
- (9) 漁業経営開始資金（一の区分された沿岸漁業部門の経営を新たに開始するのに必要な資金（以下「部門経営開始資金」という。）を除く。）
 - ア 漁船漁業を開始する場合 第6号様式
 - イ 養殖業を開始する場合 第6号様式の2

(10) 漁業経営開始資金（部門経営開始資金に限る。）

ア 漁船漁業を開始する場合 第6号様式の3

イ 養殖業を開始する場合 第6号様式の4

第8条 知事は、経営等改善資金の貸付けについて前条第2項の規定による貸付資格の認定の申請を受けたときは、その貸付けを受けようとする沿岸漁業従事者等（団体の場合にあつては、その団体又はその団体を構成する者。第3項において同じ。）又は貸付けを受けようとする認定中小企業者若しくは促進事業者から農商工等連携促進法第4条第2項第2号ハ若しくは六次産業化法第5条第4項第3号に規定する支援を受けようとする沿岸漁業従事者等（第20条において「支援を受けようとする沿岸漁業従事者等」という。）が申請に係る経営等改善資金をもつて経営等改善措置を実施することによりその経営又は操業状態を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る水域においては当該経営等改善措置を実施することが必要であると認められる場合に限り、貸付資格の認定をするものとする。

2 知事は、生活改善資金の貸付けについて前条第2項の規定による貸付資格の認定の申請を受けたときは、その貸付けを受けようとする沿岸漁業従事者等（団体の場合にあつては、その団体を構成する者）が貸付けの申請に係る生活改善資金をもつて生活改善措置を実施することによりその生活を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該生活改善措置を実施することが必要であると認められる場合に限り、貸付資格の認定をするものとする。

3 知事は、青年漁業者等養成確保資金の貸付けについて前条第2項の規定による貸付資格の認定の申請を受けたときは、その貸付けを受けようとする沿岸漁業従事者等又はその漁業経営に係る漁業労働に従事する者が申請に係る青年漁業者等養成確保資金をもつて青年漁業者等養成確保措置を実施することにより近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者として養成確保される見込みがある場合に限り、貸付資格の認定をするものとする。

第8条の2 知事は、貸付資格の認定をしたときは沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書（第6号様式の5）を申請者に交付し、貸付資格の認定をしないことを決定したときはその旨を申請者に通知する。

（貸付けの申請）

第9条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書（第6号様式の6）により知事に申請しなければならない。

（貸付けの決定）

第10条 知事は、前条の規定による貸付金の貸付の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、貸付金を貸し付けることが相当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付の決定を行ったときは沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（第7号様式）を申請者に交付し、貸付金の貸付をしないことを決定したときはその旨を申請者に通知する。

別表第1（第4条、第6条関係）

資金の種類	貸付けの内容	限度額	償還期間等	
経営等改善資金	1 操船作業省力化機器等設置資金	1 自動操縦装置の設置費用 2 遠隔操縦装置の設置費用 3 サイドスラスターの設置費用 4 レーダーの設置費用 5 自動航跡記録装置の設置費用 6 G P S 受信機の設置費用	500万円(自動操縦装置を設置する場合にあつては1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあつては1台につき50万円、サイドスラスターを設置する場合にあつては1台につき400万円、レーダーを設置する場合にあつては1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあつては1台につき120万円、G P S受信機を設置する場合にあつては1台につき130万円)	7年(1年以内の据置期間含む。)以内。ただし、農商工等連携促進法第14条第1項に規定する沿岸漁業改善資金助成法の特例(以下「農商工等連携促進法の特例」という。)又は六次産業化法第11条第1項に規定する沿岸漁業改善資金助成法の特例(以下「六次産業化法の特例」という。)を受ける場合にあつては9年(3年以内の据置期間を含む。)以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては9年(1年以内の据置期間を含む。)以内とする。

2 漁ろう作業省力化機器等設置資金	1 動力式釣り機の設置費用 2 ラインホーラー等の揚縄機の設置費用 3 ネットホーラー等の揚網機の設置費用 4 卷取りワインチの設置費用 5 放電式集魚灯の設置費用 6 漁業用クレーンの設置費用 7 漁獲物等処理装置の設置費用 8 海水冷却装置の設置費用 9 海水殺菌装置の設置費用 10 漁業用ソナーの設置費用 11 カラー魚群探知機の設置費用 12 潮流計の設置費用	500万円(動力式釣り機を設置する場合にあつては1件につき500万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあつては1台につき120万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあつては1台につき120万円、卷取りワインチを設置する場合にあつては1台につき500万円、放電式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては1台につき400万円、漁獲物等処理装置を設置する場合にあつては1台につき500万円、海水冷却装置を設置する場合にあつては1台につき180万円、海水殺菌装置を設置する場合にあつては1台につき300万円、漁業用ソナーを設置する場合にあつては1台につき500万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあつては1台につき150万円、潮流計を設置する場合にあつては1台につき500万円)	7年(1年以内の据置期間を含む。)以内。ただし、農商工等連携促進法の特例又は六次産業化法の特例を受ける場合にあつては9年(3年以内の据置期間を含む。)以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては9年(1年以内の据置期間を含む。)以内とする。
3 補機関等駆動機器等設置資金	1 補機関(動力取出装置付きの推進機関を含む。)の設置費用 2 油圧装置の設置費用	500万円(補機関(動力取出装置付きの推進機関を含む。)を設置する場合にあつては1台につき400万円、油圧装置を設置する場合にあつては1台につき500万円)	7年(1年以内の据置期間を含む。)以内。ただし、農商工等連携促進法の特例又は六次産業化法の特例を受ける場合にあつては9年(3年以内の据置期間を含む。)以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては9年(1年以内の

			据置期間を含む。)以内とする。
4 燃料油消費節減機器等設置資金	1 漁船用環境高度対応機関の設置費用 2 定速装置の設置費用 3 発光ダイオード式集魚灯の設置費用	2,500万円(漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては1台につき2,400万円、定速装置を設置する場合にあつては1台につき120万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき1,300万円)	7年(1年以内の据置期間を含む。)以内。ただし、農商工等連携促進法の特例又は六次産業化法の特例を受ける場合にあつては9年(3年以内の据置期間を含む。)以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては9年(1年以内の据置期間を含む。)以内とする。
5 新養殖技術導入資金	知事が定める基準に基づき、知事が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は知事が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 1 養殖施設の設置費用 2 種苗の購入費用又は生産費用 3 飼料の購入費用	個人又は会社にあつては400万円、団体にあつてはその団体を構成する個人1人につき400万円	4年(2年以内の据置期間を含む。)以内。ただし、農商工等連携促進法の特例又は六次産業化法の特例を受ける場合にあつては5年(3年以内の据置期間を含む。)以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては5年(2年以内の据置期間を含む。)以内とする。
6 資源管理型漁業推進資金	1 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理措置(漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限	1,200万円	10年(3年以内の据置期間を含む。)以内。ただし、農商工等連携促進法の特例又は六次産業化法の特例を受ける場合にあつては12年(5年以内の据置期間を含む。)以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては12年(3年以内の据置期間を含む。)以内とする。

	<p>等) を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>2 1と併せて低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の附加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用</p> <p>(1) 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>(2) 漁獲物の附加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は</p>	
--	--	--

		加工のための設備 (加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。)の設置費用	
7 環境対応型養殖業推進資金	<p>漁場の保全に関する取決めに基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用</p> <p>1 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用</p> <p>2 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに</p>	<p>2,000万円（持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第5条第2項に規定する認定漁場改善計画に基づく取組によるもの以外にあっては、1,200万円）</p>	<p>10年(3年以内の据置期間を含む。)以内。ただし、農商工等連携促進法の特例又は六次产业化法の特例を受ける場合にあっては12年(5年以内の据置期間を含む。)以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあっては12年(3年以内の据置期間を含む。)以内とする。</p>

	<p>必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばつ氣装置等の設置費用</p> <p>3 1又は2に関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用</p>		
8 乗組員安全機器等設置資金	<p>1 転落防止用手すりの設置費用</p> <p>2 安全カバー装置の設置費用</p> <p>3 揚網機安全装置の設置費用</p>	<p>150万円(転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合にあつては50万円、揚網機安全装置を設置する場合にあつては40万円)</p>	5年(1年以内の据置期間を含む。)以内

	9 救命消防設備購入資金	1 救命胴衣の購入費用 2 消火器の購入費用 3 イーパブの購入費用 4 レーダートランスポンダの購入費用 5 小型漁船緊急連絡装置の購入費用	130万円（救命胴衣又は消火器を購入する場合にあつては10万円、イーパブを購入する場合にあつては60万円、レーダートランスポンダを購入する場合にあつては65万円、小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあつては1件につき130万円）	救命胴衣又は消火器を購入する場合にあつては2年以内、イーパブ、レーダートランスポンダ又は小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあつては5年以内
	10 漁船転覆防止機器等設置資金	1 漁獲物の横移動防止装置の設置費用 2 甲板下の魚槽の設置費用	150万円(漁獲物の横移動防止装置を設置する場合にあつては30万円、甲板上の魚槽を廃し、これに代えて甲板下に魚槽を設置する場合にあつては100万円)	5年（1年以内の据置期間を含む。)以内
	11 漁船衝突防止機器等購入等資金	1 レーダー反射器の購入又は設置費用 2 無線電話の設置費用	120万円（レーダー反射器又は無線電話を購入し、又は設置する場合において、それぞれにつき40万円）	5年以内
	12 漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ）の購入費用	個人にあつては70万円、会社又は団体にあつては130万円	5年以内
	13 定置網等洗浄機購入資金	定置網等の付着物を水中で洗浄するための機器の購入費用	125万円	5年（1年以内の据置期間を含む。)以内
	1 生活合理化設備資金	1 し尿浄化装置又は改良便槽の設置に必要な資材の購入費用 2 自家用給排	30万円 10万円	3年以内 2年以内

生活改善資金	水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用		
	3 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	10万円	2年以内
	2 住居利用方式改善資金 1 居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の改造費用 2 炊事施設（炊事場、食事室等）の改造費用 3 衛生施設（浴室、便所、洗面所等）の改造費用 4 家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用	150万円	7年以内
	3 婦人・高齢者活動資金 1 機器等（漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等）の設置費用 2 1の機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、加工用原材料費、資	沿岸漁業の従事者の組織する団体1につき 80万円	3年以内

		材費等)		
青年漁業者等養成確保資金	1 研修教育資金	知事が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用（旅費、教材費、授業料、視察費等）	国内研修を受ける場合にあつては1人につき180万円（研修期間1月につき15万円とし、研修期間は12月を最大とする。）、国外研修を受ける場合にあつては1人につき100万円	5年（1年以内の据置期間を含む。）以内
	2 高度経営技術習得資金	経営方法又は技術の習得で知事が定める基準に適合するものに必要な費用（パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置（制御用コンピュータ及び各種センサー類）及び関連機器（制御装置と直接連動する部分に限る。）の購入費用等）	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき150万円	5年以内
	3 漁業経営開始資金	知事が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用（漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、知事が別に	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき2,000万円（漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとするものとして水産庁長官が定めるものにあつては5,000万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあつては800万円）	10年（3年以内の据置期間を含む。）以内。ただし、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては12年（3年以内の据置期間を含む。）以内とする。

		定める費用を除く。)		
--	--	------------	--	--

備考 東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者であつて、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものに平成 23 年 3 月 11 日から令和 8 年 3 月 31 日までに貸し付けた経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金に係る償還期間及び据置期間については、この表の償還期間等の欄中「7 年」とあるのは「10 年」と、「1 年」とあるのは「4 年」と、「9 年」とあるのは「12 年」と、「3 年」とあるのは「6 年」と、「4 年」とあるのは「7 年」と、「2 年以内」とあるのは「5 年以内」と、「5 年」とあるのは「8 年」と、「10 年」とあるのは「13 年」と、「12 年」とあるのは「15 年」とする。

別表第 2（第 12 条関係）

貸付けの条件	区分	証明書等
1 機器等が船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 6 条第 3 項の予備検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 65 条の 6 の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。	機器等が予備検査を受け、これに合格したものである場合	予備検査合格証明書（船舶安全法第 9 条第 3 項）
	準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けた場合	準備検査成績通知書（船舶安全法施行規則第 65 条の 6 第 4 項）
2 船舶安全法第 5 条第 1 項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。	定期検査を受け、これに合格した場合	船舶検査証書（船舶安全法第 9 条第 1 項）又は船舶検査手帳（船舶安全法施行規則第 46 条）
	中間検査又は臨時検査を受け、これに合格した場合	船舶検査手帳
3 機器等が船舶安全法第 6 条ノ 5 第 1 項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。	機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合	検定合格証明書（船舶安全法第 9 条第 4 項）

神奈川県沿岸漁業改善資金制度運営要領（抜粋）

神奈川県沿岸漁業改善資金制度の運営については、神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年神奈川県規則第84号。以下「規則」という。）及び神奈川県沿岸漁業改善資金貸付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 貸付対象事業の基準等

1 経営等改善資金

(1) 操船作業省力化機器等設置資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表に掲げるとおりであり、自動航跡記録装置及びG P S受信機については、型式認定事業実施団体の型式認定を受けたものが望ましいこととする。

機器等
1 自動操縦装置
2 遠隔操縦装置
3 サイドスラスター
4 レーダー
5 自動航跡記録装置
6 G P S受信機

(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表に掲げるとおりであり、漁獲物等処理装置及び海水殺菌装置以外については、型式認定事業実施団体の型式認定を受けたものが望ましく、漁獲物等処理装置には漁船及び車両は含まれないこととする。

機器等
1 動力式釣り機
2 ラインホーラー等の揚縄機
3 ネットホーラー等の揚網機
4 卷取りワインチ
5 放電式集魚灯
6 漁業用クレーン

7 漁獲物等処理装置

8 海水冷却装置

9 海水殺菌装置

10 漁業用ソナー

11 カラー魚群探知機

12 潮流計

(3) 補機関等駆動機器等設置資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表に掲げるとおりとする。

機器等
1 補機関
2 油圧装置

(4) 燃料油消費節減機器等設置資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表に掲げるとおりであり、型式認定事業実施団体の型式認知を受けたものが望ましいこととする。

機器等
1 漁船用環境高度対応機関
2 定速装置
3 発光ダイオード式集魚灯

(5) 新養殖技術導入資金

ア 規則第2条第5項第5号の「知事が定める基準」は、次のとおりとする。

(ア) 当該水域への当該養殖技術の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

(イ) 当該水域において当該養殖技術の普及度が十分でなく、当該養殖技術の導入が展示的効果及び波及的効果を有するものであること。

(ウ) 当該養殖技術に関する試験研究機関等における基礎研究又は応用研究の成果が明らかなものであること。

(エ) 当該養殖技術の導入について、すでに現地適応のための実証試験が行われたものであること。

イ 規則第2条第5項第5号の「知事が定める種類に属する水産動植物の種類」は、次のとおりとする。

区分	種	類
----	---	---

魚類	あいご、あいなめ、あじ類、あなご、あまだい、あゆ、いさき、いしだい、うなぎ、かさご類、かれい、きす、きゅうりうお類、こい類 さけ類、さより、すずき、てらぴあ、どじょう、なます、にべ、たい類 とらふぐ、はぎ類、はぜ、はたはた、はた類、はまふえふき、ひらめ、ぶだい、べら、ペりやじ、ぼら、まぐろ、めじな
貝類	あかがい、あさり、あわび、いがい、いたやがい類、かき、さざえ、さるぼう、しじみ、真珠母貝、たにし、とこぶし、とりがい、ばい、はまぐり、ほつきがい、みるくい
藻類	あらめ、いぎす、くびれずた、こんぶ、のり、ひじき、ふのり、ひとえぐさ、まつも、もずく、わかめ
甲殻類	いせえび、がざみ、くるまえび類、けがに、しゃこ、ずわいがに、てながえび、ほつかいえび、もくずがに、ぬかえび
頭足類	いか、たこ
その他	いわむし、うに、えらこ、ごかい、すっぽん、なまこ、ほや

ウ 規則第2条第5項第5号の「知事が定める養殖技術」は、次のとおりとする。

(ア) 沖合養殖技術

(イ) 沈下式又は浮沈式のいけすによる養殖技術

(ウ) 淡水魚の海水馴^{じゅん}化に係る養殖技術

(エ) 移動式のいけすを用いて行う小割り式養殖に係る養殖技術

(オ) 養魚用水の循環利用による養殖技術

(カ) 太陽熱及び廃熱を利用した省燃料化のための養殖技術

(キ) 調餌廃液処理施設等を用いて汚濁防止を行う養殖に係る養殖技術

(6) 資源管理型漁業推進資金

規則第2条第5項第6号の「知事が定める基準」は、次のとおりとする。

ア 水産資源の適正な管理を目的として次に掲げるいずれかの取決めが締結され、かつ、当該取決めに基づき、資源管理措置を実施するものであること。

(ア) 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第13条第1項の認定を受けた資源管理協定

(イ) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条の2第1項の認可を受けた資源管理規程

(ウ) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第14条第1項の認定を受けた協定

(エ) (ア)から(ウ)までに準ずる取決め又は水産業振興総合対策事業実施要領（平成10年4月8日付け

10水漁第944号農林水産事務次官依命通達）に規定する資源管理計画であつて、次に掲げる事項を定めたもの（以下「資源管理計画等」という。）であること。

a 資源管理の対象となる漁場並びに水産資源及び漁業の種類

b 水産資源の管理の方法

c 資源管理計画等の有効期間

d 資源管理計画等に違反した場合の措置

e その他必要な事項

イ 当該水域において当該漁業生産方式の普及度が十分でなく、当該漁業生産方式の導入が、展示的効果及び波及的効果を有するものであること。

ウ 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

(7) 環境対応型養殖業推進資金

規則第2条第5項第7号の「知事が定める基準」は、次のとおりとする。

ア 養殖漁場の環境の保全及び養殖魚の安全性の確保を目的とし、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化するものとして次に掲げるいずれかの取組がされること。

(ア) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条第1項に規定する認定漁場改善計画に基づく取組

(イ) (ア)に準ずる取組であって、次に掲げる事項を定めた取決め（以下「漁場環境適正化管理協定」という。）に基づく取組

- a 漁場環境適正化管理の対象となる漁場及び養殖魚種
- b 漁場環境適正化の管理の方法
- c 漁場環境適正化管理協定の有効期間
- d 漁場環境適正化管理協定に違反した場合の措置
- e その他必要な事項

イ 当該水域において当該漁業生産方式の普及度が十分でなく、当該漁業生産方法の導入が展示的効果及び波及的効果を有するものであること。

ウ 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

(8) 乗組員安全機器等設置資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表に掲げるとおりとする。

機器等
1 転落防止用手すり
2 安全カバー装置
3 揚網機安全装置

(9) 救命消防設備購入資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表に掲げるとおりであり、救命胴衣、消火器、イーパブ及びレーダートランスポンダについては、船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものとする。

機器等
1 救命胴衣
2 消火器
3 イーパブ

4 レーダートランスポンダ

5 小型漁船緊急連絡装置

(10) 漁船転覆防止機器等設置資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表に掲げるとおりとする。

機器等
1 漁獲物の横移動防止装置
2 甲板下の魚槽

(11) 漁船衝突防止機器等購入等資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表に掲げるとおりとする。

機器等
1 レーダー反射器
2 無線電話

(12) 漁具損壊防止機器等購入資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表に掲げるとおりとする。

機器等
1 標識灯
2 レーダー反射器付きブイ

(13) 定置網等洗浄機購入資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

機 器	基 準
定置網等洗浄機	1 c m ² 当たり 200 kg以上の高压水を毎分 15 l 以上噴射できること。

2 生活改善資金

(1) 生活合理化設備資金

ア 貸付対象となるし尿浄化装置

この資金の貸付けの対象となるし尿浄化装置とは、し尿を長時間ばつ氣方式によるし尿浄化槽に流し浄化するものであり、浄化槽は専用モーターを使用して、ばつ氣槽内の汚水をかく拌し、好気性微生物の働きを活用することにより、吸収、同化、酸化を受けた液を沈殿分離し、上澄み液を消毒の上放流する構造を有するものとする。

イ 貸付対象となる改良便槽

この資金の貸付けの対象となる改良便槽は、くみ取り式の便槽で、貯りゆう槽とくみ取り槽とを

組み合わせた構造であり、漏水しないよう完全な防水措置が施されたものとする。

ウ 貸付対象となる自家用給排水施設

この資金の貸付けの対象となる自家用給排水施設には、動力ポンプが含まれないので留意されたい。

(2) 住居利用方式改善資金

この資金の貸付けの対象となる内容は、原則として既存の家屋内部の改造に限定され、次のように区分される。ただし、住居の利用改善上やむを得ず部分的に増築にわたる場合はこの限りでない。

区分	内容
1 居室改善	居室（居間、寝室、子供室、老人室等）に関連するもの
2 炊事施設改善	炊事施設（炊事場、食事場等）に関連するもの
3 衛生施設改善	衛生施設（浴室、便所、洗面所等）に関連するもの
4 家事室等改善	家事室等（家事室、更衣室、土間等）に関連するもの

(3) 婦人・高齢者活動資金

この資金の貸付けの対象となる活動は、漁家の婦人又は高齢者が自らの知識、経験に応じて、共同して行う生産活動であつて、次の条件を満たしているものとする。

ア 地域の特性を生かした自主的な活動であること。

イ 漁家の婦人又は高齢者に生きがいを感じさせ、かつ、社会的役割を感じさせる活動であること。

3 青年漁業者等養成確保資金

(1) 研修教育資金

ア 規則第2条第7項第1号の「知事が定める基準」は、次のとおりとする。

(ア) 原則として5日以上の期間の国内研修であつて、沿岸漁業に関する教育・試験研究機関において当該機関の研修コースを受講する研修であること若しくは近代的な沿岸漁業を営んでいる漁家であつて県が推せんする沿岸漁家に滞在して受ける研修であること、又は小型船舶操縦士、特殊無線技士、潜水士等の沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受講することであること。

(イ) 原則として30日を超える期間の国外研修であつて、次に掲げる外国の教育・研修機関において又は当該外国の受入れ機関が推せんする近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受ける研修であること。

- | | |
|-----------|------------------|
| a アイスランド | h 中国 |
| b アメリカ | i デンマーク |
| c イギリス | j ニュージーランド |
| d イタリア | k ノルウェー |
| e オーストラリア | l フィリピン |
| f カナダ | m ロシア |
| g タイ | n 水産庁長官と協議して定める国 |

イ 水産業改良普及組織の指導

(ア) 借受者に対しては、研修前の指導を十分行うとともに、研修期間中は研修機関等と連携して、その指導に当たるものとする。

(イ) 研修終了後は、就漁指導又は営漁指導を重点的に行い、漁業経営開始資金の貸付け等、必要に応じその資金援助についても配慮し、漁業者としての成長段階に応じた指導を行うものとする。

(2) 高度経営技術習得資金

規則第2条第7項第2号の「知事が定める基準」は、次のとおりとする。

- ア 青年漁業者又はその組織する団体が情報関連機器又は制御装置等を導入し、当該青年漁業者が、当該情報関連機器を用いて各種経営情報の収集・活用、経営状況の把握・分析等を行う経営方法又は当該制御装置等を用いて漁具・施設の効率的な管理等を行う技術を習得するものであつて、経営能力の高度化に資するものであること。

イ 沿岸漁業の生産性向上に資するとともに、将来、広範に普及すると見込まれる経営方法又は技術であること。

(3) 漁業経営開始資金

ア 規則第2条第7項第3号の「知事が定める基準」は、次のとおりとする。

(イ) この資金の貸付けの対象となる沿岸漁業の経営は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- a 漁業外からの新規参入者その他の沿岸漁業経営の承継者でない者が新たに開始する経営
- b 沿岸漁業経営の承継者が開始する経営
- c 将来、沿岸漁業を承継すると見込まれる者が、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実際に習得するために新たに開始する一の区分された沿岸漁業部門の経営

(イ) 当該青年漁業者又はその組織する団体の導入しようとする経営又は技術が、当該水域における沿岸漁業の振興上必要かつ適切なものであること。

(ウ) 当該青年漁業者又はその組織する団体の開始する経営が漁業権漁業に係るものである場合には、漁業権の行使が可能であると見込まれること。

(エ) (ア)のa及びbの経営にあつては、経営の基礎の形成ための年次計画を明確にした経営計画及び計画達成後の基本経営方針が定められていること。

イ 規則別表第1青年漁業者等養成確保資金の項3漁業経営開始資金の「知事が別に定める費用」は次のとおりとする。

(ア) アの(ア)のbに該当するものであつて、漁船を承継するものの漁船の建造及び取得費用

(イ) アの(ア)のcに該当するものの漁船の建造及び取得費用

(ウ) 土地の購入費用

ウ 漁船の建造及び取得に係る資金の貸付けに関しては、当該漁船が船舶安全法第2条第1項の適用のある漁船であるときには、当該漁船が臨時検査等を受け、これに合格することを貸付けの条件とし、また、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条第1項の適用のない漁船であつても動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）に適合していることを条件とする。

エ 帳簿の備付け及び継続記帳等の励行

この資金の借受者は、経営の収支を明らかにする帳簿の備付け及び帳簿の継続記帳を励行すること。

オ 水産業改良普及組織の指導

借受者に対し、経営の収支を明らかにする帳簿の記帳指導等、青年漁業者の成長段階に応じた指

導を行うものとする。